

会 議 録

名 称	平成29年度 目黒区廃棄物減量等推進審議会（第3回）
日 時	平成30年2月2日（金）午前10時～正午
会 場	目黒区総合庁舎本館1階 E会議室
出席委員 （敬称略）	安井、庄司、今井、関、岩崎、原、小林（富）、亀甲、大月、藤橋、小林（雅）、小林（節）、 斎藤、清水、木村、押切、日下
区側職員	田島環境清掃部長、秋田清掃リサイクル課長、石田環境保全課長、大迫清掃事務所長
傍 聴 者	0名
配布資料	資料1 普及啓発事業について 資料2 資源とごみに関するパンフレット・普及啓発品の見直しについて 資料3 「めぐろ買い物ルール」の推進について 資料4 プラスチック製容器包装及びPETボトル分別基準適合物の品質調査結果について
会議次第	<p>1. 開 会</p> <p>19人中、出席者は17人であり、半数以上の出席があるため定足数を満たしており、 会は成立する。</p> <p>2. 議題</p> <p>以下、発言者名・名称は下記のとおり表記する。 環境清掃部長・・・・・・・・・・・・・部長 清掃リサイクル課長・・・・・・・・・・・・・リ課長 清掃事務所長・・・・・・・・・・・・・事務所長 環境保全課長・・・・・・・・・・・・・環課長 清掃事務所作業係長・・・・・・・・・・・・・作業係長</p> <p>(1) 普及啓発事業について リ課長 （資料1により説明）</p> <p>(2) 資源とごみに関するパンフレット・普及啓発品の見直しについて リ課長 （資料2により説明。普及啓発品の見本を回覧） 委員 啓発品は、イベントで配布するのか。 リ課長 主にイベントなどで配布し、普及啓発に努めている。パンフレットは区の窓口で 配布する他に、宅地建物取引業協会等にも協力をいただき、引っ越しされてきた 方などに配布している。 委員 選挙の啓発品を住区住民会議のイベントの際にいただいている。清掃リサイクル に関する普及啓発品をもらうことはできるか。 リ課長 啓発品の数に限りはあるが、地域の方への普及啓発となるように対応していき たい。 委員 啓発品はボールペンなどが多く、他の啓発品とだぶってしまうことが多い。雑が みについて解説している下敷きなどは効果的だと思う。 リ課長 いただいた意見を取り入れて、効果的な普及啓発品を検討していく。 委員 子どもの頃から、食品ロスに関心をもってもらえるような普及啓発チラシなどを 作成したらどうか。 リ課長 食品ロスに関しては、3010（サンマルイチマル）運動（宴会などで最初の30分と 終わりの10分は食べることに集中して食品ロスをなくす）などの事例を研究してい</p>

	<p>る。また、食品ロスに限ったものではないが、残さず食べる工夫などを盛り込んだ「めぐろ買い物ルール」のチラシを作成することなどを検討している。</p>
委員	<p>6月から民泊に関する法律が施行される。民泊を事業者としてみなすのか、一般家庭で民泊を行う場合、ごみ出しのルールはどのようになるのか、いろいろな問題があると思う。今後、普及啓発はどのようにする予定か。</p>
リ課長	<p>民泊については、事業系ごみだと認識している。民泊に対応する窓口等でパンフレット（外国語版）を配布することなどを検討していく。</p>
委員	<p>資源とごみの分別が必要な理由や、ごみを減らすことでどのようなよいことがあるのか、という視点をパンフレットに盛り込んでほしい。パンフレットの性質上、くどい説明はいらぬ。子どもたちにとって、考えるきっかけとなるような工夫をしてほしい。</p>
リ課長	<p>子どもたちにわかりやすく、かつ必要なことが伝わるパンフレットになるよう検討していく。</p>
会長	<p>世界的状況を見ると、国連のSDGs(持続可能な開発目標)やパリ協定が企業の目指すべき方向だと気づき実践している企業は、西洋は95%、日本は0.1%であり、世界観のなさが問われている。食品ロスやペットボトルなど、審議会でも世界の状況を見ていくとよい。</p>
委員	<p>「資源とごみの分け方・出し方」のパンフレットは、だれに配布するのか。内容は充実しているが、もっとわかりやすい概要版がほしい。普及啓発品の「ぬりえノート」は、マンガのような工夫がありとてもよい。パンフレットももっと工夫してほしい。また、外国語版はあるのか。</p>
リ課長	<p>「資源とごみの分け方・出し方」パンフレットは、主に転入者に配布している。表紙は切り離して使用できるようになっている。いただいた意見を参考に工夫していきたい。外国語版は、英語・中国語・ハンダルの3各国語版を作成している。</p>
委員	<p>回収されたプラスチックが売られたり、海などに捨てられたりしているのではないかという話を聞いたことがある。プラスチックは中間処理施設で処理された後、どこへ運ばれているのか。</p>
リ課長	<p>容器包装プラスチックは資源回収している。それ以外のプラスチックは燃やすごみとして出してもらい、サーマルリサイクル（焼却に伴う熱エネルギーを資源として回収）している。</p>
作業係長	<p>ペットボトルと容器包装プラスチックは中間処理施設で選別・圧縮・梱包等を行った後、再商品化事業者へ運ばれ製品化される。業者は毎年落札により決定している。</p>
委員	<p>集められたプラスチックは、再生されているということか。</p>
作業係長	<p>再商品化されている。</p>
	<p>(3) 「めぐろ買い物ルール」の推進について</p>
リ課長	<p>(資料3により説明)</p>
委員	<p>めぐろ買い物ルールを作ったときに広める会を発足し、代表を務めている。ルールについての認知度が下がってきているのを感じる。参加店を増やす方法を区と共に検討している。ただし、事業者側にとってはメリットがないので広がらない。区から働きかけをしてほしい。</p>
リ課長	<p>買い物ルールについては、事業者の動きが重要になる。現実的な対応を検討していく。また、事業系排出指導の際などの活用も検討していきたい。</p>
委員	<p>事業者は地球環境的によいことでも、客が嫌がることはやりにくい。事業者が取り組みやすくなるよう、区民に向けた意識啓発や取り組みはあるか。</p>

リ課長	区民を通して事業者働きかけるような具体的な取り組みは行っていない。必要に応じて産業経済・消費生活課等と連携を図り検討していく。
部長	区ではプロモーション事業という取り組みがあり、商店街がイベントを行う際に補助金を出している(産業経済・消費生活課)。環境に関連するイベント等を実施する際に活用できるかと思う。
会長	地球温暖化など地球レベルの問題の解決には、イノベーションしかないといわれている。イノベーションとは、単なる技術開発のことではなく、新しい組み合わせが元の意味である。今まで組んだことがない人たちが手を取り合う、違う課題に取り組んできた人たちが手を取り合って問題を解決する。そういった動きが増えてきている。めぐろ買い物ルールは非常によくできたルールだが、単独で展開するには限界がある。ありとあらゆる施策とどのような組み合わせができるかを考える必要がある。
委員	現在、商店街は約7割がテナントに変わってきている。客の声に敏感であり、過剰包装は不要だといった声などは、すぐに上層部に伝わるようになってきている。
委員	日本の企業は客の声を大事にする傾向があるので、お客様相談センターなどに意見を伝えるのは効果的だと思う。区内スーパーでは発泡トレイや牛乳パックなどを回収しているところがあり、区民はリサイクル意識が高い。事業者と消費者双方でさらに意識を高めていきたい。
リ課長	めぐろ買い物ルールに限らず、あらゆる施策の組み合わせを検討し、最大の効果が発揮できるようにしていきたい。
<p>(4) プラスチック製容器包装及びPETボトル分別基準適合物の品質調査結果について</p>	
事務所長	(資料4により説明)
委員	容器包装リサイクル法では、プラスチック製容器包装をリサイクルして製品化するの事業者、分別収集するのは市区町村と定められている。再生商品化するための事業者(特定事業者)に引き渡す際に、きちんと分別収集されているかを特定事業者側で検査した結果がこの報告である。
委員	リサイクルするのに最も費用がかかるのが分別収集である。中間処理を行う事業者への委託費用も市区町村が負担している。負担が大きいためプラスチック製容器包装の分別収集を実施していない市区町村もある。中間処理施設では個袋に入ったものを破袋する作業を行っており、さらに費用がかかる。二重・三重袋にして出さないような啓発が必要だと思う。
事務所長	「資源とごみの分け方・出し方」パンフレットの2ページ目に二重袋、三重袋にしないよう記載し、啓発を図っている。
委員	資料4の8ページに記載の「丸ボトル」とは何か。
事務所長	収集したペットボトルを中間処理施設で選別し、圧縮・梱包する。引渡し先である特定事業者(再商品化事業者)が行う検査の際に、つぶれていないペットボトルが残っていることがあり、これを「丸ボトル」と記載している。家庭から出してもらう際は、横方向につぶしてもらおうようお願いしている。
委員	縦方向につぶすことはなぜ、いけないのか。
事務所長	圧縮されてしまい処理するのが困難なためである。
会長	ペットボトルは、フレック状に切ってリサイクル処理をする。ねじれたものなどは切ることができない。
委員	紙パックのジュースなどにストローがついているものがある。「ストローが不要な方もいるのではないかと企業の相談窓口にお問い合わせをしたところ、「高齢の方など誤嚥性肺炎の可能性もあるのでつけている」との回答だった。

	<p>委員 資料4の7ページに記載の「識別マークのないPETボトル」とは何か。</p> <p>事務所長 リサイクルマークがついていないペットボトルのことである。</p> <p>会長 容器包装リサイクル法に基づき分別収集し、再生商品化するのはリサイクルマークがついている製品であり、マークのないペットボトルは対象外である。</p> <p>委員 リサイクルマークがついている製品は、事業者が再生商品化のための費用を負担している。</p> <p>3. その他</p> <p>事務所長 平成29年12月に清掃車の火災事故があった。原因はカセットボンベ約30本が一般のごみに混ざって出されたことによる。カセットボンベは一般のごみに混ぜずに「キケン」と書いて燃やさないごみの日に出してもらうよう、今後も普及啓発に努める。</p> <p>リ課長 来年度の審議会は平成30年10月、平成31年2月の2回開催予定。</p> <p>4. 閉会</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>
--	--